

変 更 案	現 行
第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項 第3節 医療の提供等 1 医療の提供及び助産 (1) 救護班の派遣等 ○ (略) ○ 厚生労働省労働基準局は、避難住民の医療対策のため必要があると認めるときは、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>に対し、労災病院等の医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請するものとする。 また、初期の武力攻撃災害における医療においては、医療活動に従事する者による自律的な活動が必要であることから、労災病院等は状況等を勘案し、自らの判断に基づき、医師その他の職員の派遣等必要な措置を講ずるものとする。 ○ (略) ○ (略) (2) 医療活動を実施するための体制整備等 ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 厚生労働省健康局は、平素から、<u>感染症を診断した医師の届出状況を分析する感染症サーベイランス及び呼吸器症状、皮膚症状などの感染症に特有な症状を呈した患者について、確定診断の前でも医師から報告を求めるな</u>	第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項 第3節 医療の提供等 1 医療の提供及び助産 (1) 救護班の派遣等 ○ (略) ○ 厚生労働省労働基準局は、避難住民の医療対策のため必要があると認めるときは、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>に対し、労災病院等の医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請するものとする。 また、初期の武力攻撃災害における医療においては、医療活動に従事する者による自律的な活動が必要であることから、労災病院等は状況等を勘案し、自らの判断に基づき、医師その他の職員の派遣等必要な措置を講ずるものとする。 ○ (略) ○ (略) (2) 医療活動を実施するための体制整備等 ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 厚生労働省健康局は、平素から感染症を診断した医師の届出状況を分析することにより、<u>感染症の異状な発生动向を迅速に察知するものとする(感染症サーベイランス)</u>。また、例えば、<u>生物兵器を用いた潜行型の武力攻</u>

どの症候群サーベイランスの実施により、感染症の異常な発生動向を迅速に察知するものとする。

○ (略)
(3)・(4) (略)

撃事態等においては、呼吸器症状、皮膚症状などの感染症に特有な症状を呈した患者について、確定診断の前でも医師から報告を求める臨時的調査（症候群サーベイランス）を実施するなど感染症の発生動向をより迅速に察知するものとする。

○ (略)
(3)・(4) (略)